

【表紙】

【提出書類】 有価証券届出書の訂正届出書

【提出先】 関東財務局長

【提出日】 令和元年7月12日

【会社名】 セントラル警備保障株式会社

【英訳名】 CENTRAL SECURITY PATROLS CO.,LTD.

【代表者の役職氏名】 代表取締役執行役員社長 澤本尚志

【本店の所在の場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

【電話番号】 03(3344)1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 人事総務本部長 堀場敬史

【最寄りの連絡場所】 東京都新宿区西新宿二丁目4番1号 新宿NSビル

【電話番号】 03(3344)1711(代表)

【事務連絡者氏名】 取締役常務執行役員 人事総務本部長 堀場敬史

【届出の対象とした募集(売出)有価証券の種類】 株式

【届出の対象とした募集(売出)金額】 その他の者に対する割当189,000,000円

【安定操作に関する事項】 該当事項はありません。

【縦覧に供する場所】 株式会社東京証券取引所
(東京都中央区日本橋兜町2番1号)
横浜支社
(神奈川県横浜市西区みなとみらい二丁目3番3号 クイーンズタワーB)
千葉支社
(千葉県千葉市中央区新田町36番15号 千葉テックビル)
埼玉支社
(埼玉県さいたま市中央区新都心11番1号 JRさいたま新都心ビル)
大阪事業部
(大阪府大阪市淀川区西中島一丁目11番16号新大阪CSPビル)
名古屋支社
(愛知県名古屋市中区丸の内三丁目5番10号名古屋丸の内ビル)
神戸支社
(兵庫県神戸市中央区京町83番地 三宮センチュリービル)

1 【有価証券届出書の訂正届出書の提出理由】

令和元年7月12日付で第48期第1四半期報告書(自平成31年3月1日至令和元年5月31日)を関東財務局長に提出いたしました。これに伴い、令和元年7月11日付で提出した有価証券届出書について、当該四半期報告書を参照書類に追加し、これに関連する事項を訂正するため、また、有価証券届出書の添付書類である「令和2年2月期第1四半期(自平成31年3月1日至令和元年5月31日)の連結業績の概要」を削除するために、有価証券届出書の訂正届出書を提出するものであります。

2 【訂正事項】

第三部 参照情報

第1 参照書類

第2 参照書類の補完情報

(添付書類の削除)

令和2年2月期第1四半期(自平成31年3月1日至令和元年5月31日)の連結業績の概要

3 【訂正箇所】

訂正箇所は____を付して表示しております。

第三部 【参照情報】

(訂正前)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期(自平成30年3月1日至平成31年2月28日) 令和元年5月31日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

該当事項はありません。

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日(令和元年7月11日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年5月31日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を令和元年6月12日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書の提出日以降、本有価証券届出書提出日(令和元年7月11日)までの間において、当該有価証券報告書に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。

(訂正後)

第1 【参照書類】

会社の概況及び事業の概況等金融商品取引法第5条第1項第2号に掲げる事項については、以下に掲げる書類をご参照ください。

1 【有価証券報告書及びその添付書類】

事業年度 第47期(自 平成30年3月1日 至 平成31年2月28日) 令和元年5月31日関東財務局長に提出

2 【四半期報告書又は半期報告書】

事業年度 第48期第1四半期(自 平成31年3月1日 至 令和元年5月31日) 令和元年7月12日関東財務局長に提出

3 【臨時報告書】

1の有価証券報告書提出後、本有価証券届出書提出日の訂正届出書(令和元年7月12日)までに、金融商品取引法第24条の5第4項及び企業内容等の開示に関する内閣府令(昭和48年大蔵省令第5号)第19条第2項第9号の2の規定に基づく臨時報告書を令和元年5月31日に関東財務局長に提出

4 【訂正報告書】

訂正報告書(上記臨時報告書の訂正報告書)を令和元年6月12日関東財務局長に提出

第2 【参照書類の補完情報】

上記に掲げた参照書類としての有価証券報告書及び四半期報告書(以下、総称して「有価証券報告書等」という。)の提出日以降、本有価証券届出書の訂正届出書提出日(令和元年7月12日)までの間において、当該有価証券報告書等に記載された「事業等のリスク」について変更その他の事由は生じておりません。

また、当該有価証券報告書等には将来に関する事項が記載されていますが、本有価証券届出書の訂正届出書提出日現在においてもその判断に変更はなく、新たに記載すべき将来に関する事項もありません。